『ポリカーボネート平板』使用範囲一覧表　＜建築基準法（平成 10 年 6 月改正、平成 12 年 6 月施行）対応＞

<table>
<tr><th colspan="4">分　　類</th><th colspan="2">適　応　部　位</th><th>防火・準防火地域</th><th>法 22 条指定地域</th><th>その他</th></tr>
<tr><td rowspan="4">不燃性の物品を
保管する倉庫等
の
屋　　根</td><td rowspan="4">ポリカーボネート板
（ DW－9054 ）</td><td rowspan="2">スケート場、水泳場、
スポーツの練習場、
その他これに類する
運　動　施　設</td><td rowspan="2">その他これに類する運動施設
（日本建築行政会議HPより）
・テニス練習場
・ゲートボール場
・スポーツ専用で収納可燃物が
ほとんど無く、見通しの良い用途</td><td rowspan="4">屋　根</td><td rowspan="2">延焼の恐れ
のある部分
以外の部分</td><td colspan="3" rowspan="4">屋根以外の主要構造部を準不燃材料とする
・ポリカーボネート板　：　厚さ 8mm 以下
・ポリカーボネート折板　：　見付面積に対する
等価厚さに換算し8mm 以下

面　積　の 制　限　は な し</td></tr>
<tr><td rowspan="2">不燃性の物品を取り
扱う 荷捌き場、
その他これと同等以上
に火災の発生の恐れ
の少ない用途</td><td rowspan="2">その他これと同等以上に火災の発生
の恐れの少ない用途
（日本建築行政会議HPより）
・通路、アーケード、休憩場
・十分に外気に開放された停留場、
自動車車庫（床面積 ≦ 30㎡）、
自転車置き場
・機械製作工場</td></tr>
<tr><td rowspan="2">延焼の恐れ
のある部分</td></tr>
<tr><td colspan="2">畜舎、堆肥舎並びに水産物の増殖場</td></tr>
<tr><td rowspan="4">簡易な構造
の
建　築　物</td><td rowspan="4">ポリカーボネート板
（ DW－9054 ）

JIS　K　6735
［建告1443号による］</td><td colspan="2">自動車・車庫（150㎡未満）</td><td rowspan="4">屋　根
・
壁</td><td rowspan="3">延焼の恐れ
のある部分
以外の部分</td><td colspan="3" rowspan="3">厚さ8mm 以下で、間仕切り壁を有しないもので
階数1 かつ 3000㎡以内まで可
（ 法 84 条 の 2、 令 136 条 9、10 ）

※建築物の部分にあっては、
準耐火構造の壁
又は 令126条の2 第二項に規定する防火設備
で区画する</td></tr>
<tr><td colspan="2">スケート場、水泳場、スポーツの練習場、
その他これに類する運動施設</td></tr>
<tr><td colspan="2">不燃性の物品の保管その他これと同等以上に
火災の発生の恐れの少ない用途</td></tr>
<tr><td colspan="2">畜舎、堆肥舎、並びに水産物の増殖場及び養殖場</td><td>延焼の恐れ
のある部分</td><td colspan="3">不　　可</td></tr>
</table>

（註）【延焼のおそれのある部分】： 建築基準法　第2条の6 に規定されています。